

理解推進事業

春に向けての準備運動  
ふれあいスポーツ大会参加者募集中

障がいのある方の社会参加と健康づくりを目的とした「多摩市障がい者ふれあいスポーツ大会」が今年も3月7日、土曜日に多摩市総合体育館第1ホールで開かれる。10時開始で、人気のパン食い競争のほか箱ティッシュ積み、仮装リレーなど初めてでも十分に楽しめる内容だ。参加希望者は上履きと昼食持参で直接会場へ。問合せは事務局(☎042-356-0308)まで。



⊖赤白 2 チームに別れゴールまでのスピードと正確さを競う大玉おくり。座って出来るので体力に自信のない人もどんどん参加しよう

資源化センター事業

1月の処理量は前月比1割増  
厳しい寒さのなかでメンバーも奮闘

1月の作業実績は12日間でおよそ60時間。総選別量は前月と比べ約1割増の113.9トンとなった。長期の休みが明けた直後で、酒びん類などが増えたことが大きな要因だ。



⊖さまざまな物を処理する大規模センター  
Ⓛびんなどは降雪時を避けて家庭から出してもらえるとありがたい



加盟団体からのお知らせ

アートひまわり  
南野 3-15-1 5階 ☎373-8455  
NPO 法人あしたや共働企画  
諏訪 5-6-3-101 ☎372-3690  
NPO 法人暉望  
永山 4-2-4-103 ☎389-1234  
NPO 法人くぬぎ  
永山 3-9 ☎375-2583  
NPO 法人どんぐりパン  
諏訪 5-6-3-105 ☎371-9236  
サンクラブ多摩  
南野 3-15-1 5階 ☎356-0308

多摩市視覚障害者福祉協会  
聖ヶ丘 1-28-26-103 ☎372-8051  
NPO 法人多摩市身体障害者福祉協会  
南野 3-15-1 3階 ☎338-7009  
多摩市手をつなぐ親の会  
聖ヶ丘 1-19-3-304 ☎374-8740  
多摩市聴覚障害者協会  
聖ヶ丘 1-19-5-201 FAX 372-0939  
※電話番号・FAXの市外局番は042です

(あいうえお順)

移動支援事業

お正月のお出かけもガイドヘルパーと一緒に  
遠出に近場にフル稼働

⊖毎年多くの参拝客でにぎわう神田明神。遠方への外出もガイドヘルパーと一緒に楽しくおしゃべりしながらだらだら安心も楽しさも倍増だ



長い休みのとれる1月は、神田明神への初詣や東京駅前の商業施設「KITTE」、JAXA 相模原キャンパス見学など遠出時の同行依頼があった。サンリオピューロランドなど近隣屋内施設への付添い希望も多く、歌の好きな方も多いので、カラオケは特に人気が高い。そのほか、映画「妖怪ウォッチ」鑑賞など、1月の利用件数は計43件だった。

子育て中の母親向け講演会を開催!!

ひとりで悩まず地域で、みんなで助け合い  
専門家の話に楽しい子育てへのヒント

島田療育センターから療育の専門家である心理判定員の山本秀二氏を招き、子育てをテーマにした講演会が2月6日、関戸公民会で開催された。子どもの行動を理解し、適切に対応することで親も一緒に育つことが出来る。また、健康センターなど地域の専門機関を積極的に利用し、一人で抱え込まないことが重要など興味深い話が出た。



⊖平日午前中にもかかわらず多くの市民が詰めかけ熱気に満ちた会場。質疑応答では家族それぞれの接し方や距離感など具体的な相談も

加盟団体紹介  
NPO 法人あしたや共働企画

「ハンディをもつ者ももたない者も共に働く場」として1995年にスタート。2004年にはNPO 法人となり現在、ベルブ永山3階の売店『はらっぱ』、諏訪商店街にある自然食品の『あしたや』と古本・手作り雑貨を扱う『あしたや みどり』の3店舗を展開している。



⊖2011年にオープンした『あしたやみどり』では古本の提供大歓迎!! 問合せ・申込みはメールにて。アドレスは ashitaya@iris.ocn.ne.jp

多摩市障害者福祉協会



つながりを力に、人と人を結ぶ  
月刊多障協通信 ルリエ

relier



発行：多摩市障害者福祉協会  
多摩市南野 3-15-1 総合福祉センター5階  
障害者団体共用室  
☎042-356-0308 FAX042-311-2327  
ホームページ http://tashokyo.com

多障協だより  
未広がりひつじ年  
2015年 春待ち号!!

2015年2月25日発行  
2015年第2巻第2号

目次

事業報告

- 条例づくりの機運 全国で高まる 1
- 支援センターの一ま 2
- 障がい者就労支援センター 3
- 理解推進事業 4
- 移動支援事業 4
- 資源化センター事業 4
- 加盟団体からのお知らせ 4
- 加盟団体紹介 4
- 子育て中の母親向け講演会 4

連載

- NEWS 1
- 今月の花 1
- プログラムカレンダー 2
- 今月のひと口解説 3
- 現場からの声 3

条例づくりの機運 全国で高まる

昨年1月に国が障害者権利条約を批准し、現在この条約の趣旨に沿って国内の法整備などが進められている。

一方、自治体では障がい者の権利擁護や地域生活支援を規定した、いわゆる障害者条例を策定する動きが全国的に進んでいる。06年に千葉県で障害者差別禁止条例が制定され、以後、現在までに13の自治体で差別禁止条例が、7つの自治体で手話に関する条例が制定されている。制定までの経緯や条例の特徴は自治体により異なるが、障がいのある市民の権利や、同じ住民としての平等を保障しようという点では共通だ。また、障がいのある人もない人も共に住みやすい町づくりを目指そうという点でも一致している。この障害者条例策定のうねりは、自治体が取組むべき、自治事務としての障害福祉施策への姿勢を住民に対し示すこととなり、そこからさらなる地域福祉の推進が期待されている。

今月の花

沈丁花(じんちょうげ)



細道いっばいに広がる強い香り。濃厚で甘い、その臭いをかぐと毎年、春が来たと思う。「枯れても香ばし」と言われるほど長く、遠くまで届く芳香。「栄光」「不滅」「永遠」などの花言葉が冠せられたのも、その持続性が一因か。ちなみに赤い果実は有毒。花を煎じたものは歯痛や口内炎の民間薬として使われている。

NEWS~視覚障がい選手の力走に未来を想う

お正月の風物詩・箱根駅伝。青山学院大学が初の総合優勝を飾るなど話題の多かった今年の大会。なかでも復路7区を走った山梨学院大学1年生の市谷龍太郎選手には大きな注目が集まった。彼は生後3カ月で左目の視力を失ったが、ハンディを感じさせない、その力強い走りは見ている者にさわやかな感動をもたらした。彼に限らず、障がいのある人がスポーツに真摯に取り組む姿勢は美しい。社会的な関心も高く、2020年開催の東京パラリンピックに向け大きな力になるものと期待される。

4 ※の一まの『HOTほっと』は2014年9月号、本部で発行しておりました『多障協だより』は2014年1月発行の冬号をもって最終号とさせていただきます、昨年9月より2つを統合し『月刊relier』としてリニューアル発行させていただきますことになりました。長い間ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします

※『relier』は「つながり」や「結びつき」を表わすフランス語。人と人、地域と地域をつなげることで真の共生をめざしたいという意味を含め、リニューアルした広報誌にこの名前をつけました 1

平成 27 年度の一ま利用契約更新のお知らせ

来年度も引き続き利用を希望される方は更新手続きをお願いします。

～契約更新を希望される方～  
事前に、電話やメールで更新予定日と時間を予約されてから来所ください。

4月1日(水)より手続きを受け付けします。

リラックス体操

1月は7名が参加。前回に引き続き中国の医療健康体操である『練功十八法前段』を行った。参加者からは、「体が温まって気持ちがいい」「腰痛の緩和の為に継続したい」等の声が上がった。



◎立位で場所を取らない体操の為、自宅で日常的に行う参加者も

イブニングタイム

1月は3回の実施。食後の交流時間には、トランプやジェンガ、近況報告など、その時の気分や体調に合った物を選択し活動している。16日の初日から大人気となった卓球。試合形式の卓球では無く、ラリーを続けることで、初心者の方も楽しんで参加している。



◎心地よい疲労で寝つきが良くなったとの声も

コーラス

見学者1名を含む21名が参加。ストレッチ、発声練習を行い、講師からの課題曲2曲に加え『卒業写真』『花は咲く』『ありのまま』等、参加者からのリクエスト曲6曲を歌った。



◎発声で意識する横隔膜の動きをホワイトボードを使い解説

1月相談件数

相談人数は、前年同月比26%増の168名で、うち契約者本人が半数を占めた。件数は357件で、福祉サービス利用、生活や経済面に関する相談が全体の3割を占めた。1割が特定相談に関する内容であった。

プログラム全体の参加者は、延べ81名。開催が前月より3回少なかった為、36%の減少となった。

『SWING GIRLS』あらすじ

集団食中毒で倒れた吹奏楽部員の代わりに集められた友子ら13人の落ちこぼれ女子高生が野球部の応援演奏をすることになった。練習するうちに演奏の楽しさに目覚めるが、部員が復帰した為お払い箱になってしまふ。彼女らは2学期になり、自分達でビッグバンドを結成する。

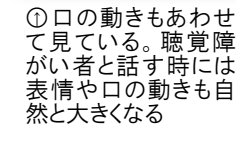


日	月	火	水	木	金	土
1 休み	2 休み	3	4 福祉こころ相談 10:00～12:00	5	6 イブニングタイム 17:45～19:30	7 発達障害相談 10:00～12:00 利用者ミーティング 13:30～14:30
8 休み	9 休み	10 身体障害相談 13:00～15:00	11 福祉こころ相談 10:00～12:00 リラックス体操 14:00～15:00	12	13 イブニングタイム 17:45～19:30	14 映画会 『SWING GIRLS スウィングガールズ』 13:30～15:15
15 休み	16 休み	17	18 スタッフミーティング 10:00～12:00	19	20 イブニングタイム 17:45～19:30	21 春分の日 休み
22 休み	23 休み	24	25 福祉こころ相談 10:00～12:00 リラックス体操 14:00～15:00	26	27 イブニングタイム 17:45～19:30	28 コーラス 14:00～15:30
29 休み	30 休み	31				

手話体験で聴覚障がい者への理解を深める！！



◎手話はその言葉の形状や様子を表現している。表わせない単語は指文字で表現する



◎口の動きもあわせて見ている。聴覚障がい者と話す時には表情や口の動きも自然と大きくなる



◎聴覚障がい者が災害時等に身に付けるマーク。これを見たら何か困っていることはないか尋ねて欲しい

2015年第1回目の生活支援プログラムは1年の目標発表と手話講座の2部構成で行なった。

第1部では、1人1分間で生活や仕事の目標を発表した。時間内に言葉をまとめるのは難しいが、具体的な業務の反省や今後の目標などわかりやすく発表出来た人が多かった。

第2部では手話講座を行なった。手話を手掛かりにしながら聴覚障がい者の理解を促すことが目的だ。日常使いやすい挨拶や自己紹介、生活用具の紹介、口の動きを見ただけでは分かりづらい「マイク」と「バイク」等の言葉を前後の文脈の中で理解していることなども教えてもらった。また、聴覚障がい者と話す際、注意して欲しいことや災害時に手助けが欲しいといった話もあり、聴覚障がい者の理解を深める有意義な勉強会となった。



◎講師と通訳の息がぴったり合っている。相手が伝えたいことを受け止める姿勢も必要だ

「明日履くためだけの靴を磨こう」 現場からの声

去年10月で60歳。入社した当時は、この歳まで働くとは思っていなかった。40を超えたころには早期退職も考えた。55ぐらいになったら郊外に引越して、畑でも耕しながらのんびり暮らしたい。その頃には息子も成人し社会に出ているだろう。だが、現実とは違った。再雇用制度を利用し今も働いている。さすがに現場は離れ、直接の指示はしないが、それでも聞かればアドバイスはする。昨日のこと。指導員からこんな相談があった。「チームのみんなが自分の言うことを聞いてくれないんですよ。どうしたらいいですか」。彼は入社1年目で障がい者の指導にあたるのは初めてだ。「大いに悩め。決まったものはないが、必ず現場に答えはある」。15年前の自分はどうしていただろう。家に帰り、特例子会社設立の頃を思い出していた。そして、こう思った。明日履くためだけの靴を磨こう。そうやって、この60年を積み重ねてきたのだから。

●実績報告●

1月の新規就職者は2名

1月の実績は相談件数が319件で前年同期とほぼ同値となった。しかし、内訳を見ると就職前の相談が前年同期の1.5倍になっているのに対し、就職後の相談は前年同期の2割減となっている。相談者の比率としては半数が登録者本人、次いで関係機関、会社、家族となっており、毎月の傾向と変わらない。就職後の支援における職場訪問の割合は約2割。新規就職者は2名で両名とも情報通信業に就職した。

●今月のひと口解説●

知っておきたい有給の知識

年次有給休暇とは一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことをいい、取得しても賃金が減額されない休暇のことである。年次有給休暇が付与される要件は2つ。①就職してから6か月経過していること②その期間、8割以上出勤したこと。この要件を満たした労働者は、10日間の年次有給休暇が付与される。また、最初に年次有給休暇が付与された日から1年を経過した日に、②と同様要件(最初の年次有給休暇が付与されてから1年間、8割以上出勤したこと)を満たせば、11日の年次有給休暇が更に付与される。その後同様に要件を満たせば、次の表に示す日数が付与される。

勤続年数(年)	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
付与日数(日)	10	11	12	14	16	18	20

また年次有給休暇はパートタイム労働者など所定労働日数が週4日以下の場合にも比例的に付与される。有給休暇は労働者に与えられた「休む権利」なので取得するにあたっての目的も自由である。企業は労働者が有給休暇を取得したいと申し出たとき、その理由によって有給休暇取得を断ることはできない。